

令和3年3月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 2 号

令和 3 年度射水市一般会計予算

議案第 3 号

令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 4 号

令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 5 号

令和 3 年度射水市介護保険事業特別会計予算

議案第 6 号

令和 3 年度射水市水道事業会計予算

議案第 7 号

令和 3 年度射水市下水道事業会計予算

議案第 8 号

令和 3 年度射水市病院事業会計予算

議案第 9 号

令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 1 2 号）

議案第 1 0 号

令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 1 1 号

令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 2 号

令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 号

令和 2 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 4 号

令和 2 年度射水市病院事業会計補正予算（第 4 号）

以上 1 3 議案については、別途説明につき説明省略

議案第15号

射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該賠償責任のうち一定額(政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で条例で定める額)を超える部分について免責することができるようになったため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第1条 趣旨

第2条 損害賠償責任の一部免責

2 免責金額の算定方法

損害賠償責任の限度額を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に次表のそれぞれの区分の数を乗じた金額とし、それを超える部分について免責とするもの。

区分	係数
市長	6
副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	4
公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長	2
上記以外の市の職員	1

3 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用区分

第2条の規定は、市長等のこの条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議案第 16 号

射水市押印の義務付け廃止に係る関係条例の整備について

(説明)

行政手続の簡素化による市民等の負担軽減を図るとともに、行政のデジタル化を推進するため、廃止しても支障のない各種行政手続等における押印の義務付け廃止について、関係条例の規定の整備を行うもの。

1 改正内容

- (1) 条文に定める「押印」を削除するもの。
- (2) 様式の印欄を削除するもの。

2 関係条例

No.	条 例 名	所 管 課
1	射水市固定資産評価審査委員会条例	収納対策課
2	射水市職員のサービスの宣誓に関する条例	人事課
3	射水市行政財産使用条例	管財契約課
4	射水市消防団条例	消防本部総務課

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第 17 号

射水市市税条例の一部改正について

(説明)

入湯税は、地方税法に定めるところにより、鉱泉浴場所在の市町村が課税する目的税であるが、一般公衆浴場や共同浴場等の奢侈性がないものについては、課税を免除とすることが適当であるとされている。

「住民福祉の向上を図るため公益法人等が設置した施設の浴場の入湯行為」及び「学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯行為」については、奢侈性がなく課税免除が適当であると認められることから、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

入湯税の課税免除の対象者について、「地域住民の福祉の向上を図るため公益法人等が設置した施設の浴場に入湯する者」及び「学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行われるものに参加する児童、生徒又は学生並びに引率する教職員及び介添者」を追加するもの。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第18号

射水市コミュニティセンター条例の一部改正について

(説明)

射水市大島コミュニティセンターが令和3年3月に竣工することに伴い、位置が変更となるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

別表1の大島コミュニティセンターの位置を改めるもの。

(改正前) 射水市小島703番地

(改正後) 射水市小島700番地1

2 施行期日

令和3年5月1日

議案第 19 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 指定介護予防支援事業者(以下「事業者」という。)は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行わなければならないとする規定及び指定介護予防支援を提供するに当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を有効活用しなければならないとする規定を追加するもの(第3条関係)。
- (2) 事業者が定めなければならないとされている運営規程に、虐待防止のための措置に関する事項を追加するもの(第19条関係)。
- (3) ハラスメント対策を強化する観点から、事業者は、ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとする規定を追加するもの(第20条関係)。
- (4) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者は、非常時の業務継続に向けた計画の策定並びに研修及び訓練の実施をしなければならないとする規定を追加するもの(第20条の2関係)。
- (5) 感染症の発生及びまん延を防止する取組の徹底を求める観点から、事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施をしなければならないとする規定を追加するもの(第22条の2関係)。
- (6) 利用者の利便性向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、事業者が掲示することを義務づけられている指定介護予防運営規程等の重要事項について、閲覧可能な状態で事業所に備え付けることにより、掲示に代えることができることとする規定を追加するもの(第23条関係)。
- (7) 利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、事業者は、虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めなければならないとする規定を追加するもの(第28条の2関係)。
- (8) 感染症対策及び多職種連携促進の観点から、運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする規定を追加するもの(第32条関係)。
- (9) 利用者の利便性向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存、利用者等への説明、同意等のうち書面で行うものについて、原則として電磁的な対応を認めることとする規定を追加するもの(第35条関係)。

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

虐待の防止に係る規定、業務継続計画の策定等に係る規定並びに感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る規定については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、努力義務規定とする。

議案第20号

射水市心身障害者（児）福祉金条例の一部改正について

（説明）

平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされた。これに伴い、所得情報を活用している本市条例において「意図せざる影響や不利益」が生じないよう所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 所得制限の判定に用いる合計所得金額の算定方法の見直し

受給資格者の属する世帯に給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者が存在する場合の合計所得金額の算定について、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の合計金額から10万円控除することとするもの。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行し、令和2年以後の年の所得の額の算定について適用する。

議案第 2 1 号

射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について

(説 明)

富山県重度心身障害者等医療費助成事業補助金交付要綱(昭和58年2月1日富山県告示第73号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 所得制限の判定に用いる合計所得金額の算定方法の見直し

受給資格者の属する世帯に給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者が存在する場合の合計所得金額の算定について、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の合計金額から10万円を控除することとするもの。

(2) その他規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行し、令和2年以後の年の所得の額の算定について適用する。

議案第 2 2 号

射水市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正について

(説 明)

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例の福祉有償運送の規定については、道路運送法施行規則の規定を引用しており、同令の改正により引用条項が繰り上げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 2 3 号

射水市介護保険条例の一部改正について

(説 明)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

また、令和3年度から令和5年度までの各年度における介護保険料率を定めるにあたり、令和元年度及び令和2年度に実施した低所得者への介護保険料軽減策を拡充するため、第4所得段階の介護保険料額の変更を行うもの。

1 改正内容

(1) 介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得金額の算定方法の見直し

ア 令和2年度の税制改正において、新たに低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除が設けられたことから、介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得金額の算定に当該特別控除を追加するもの。

イ 平成30年度税制改正において、給与所得控除額及び公的年金等控除額を一律10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされ、令和2年分以後の合計所得金額の算定について適用される。このことから、介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合には、当該所得金額から10万円を控除し、介護保険料の負担水準に意図せざる不利益が生じないようにするもの。

(2) 低所得者への介護保険料軽減策の拡充

第4所得段階の介護保険料額を70,300円から66,600円に改めるもの。

2 施行期日

令和3年4月1日

(附 属 資 料)

第1号被保険者の介護保険料(第8期:令和3年度~令和5年度)の設定について

議案第 2 4 号

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 指定地域密着型サービス事業者(以下「事業者」という。)は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行わなければならないとする規定及び指定地域密着型サービスを提供するに当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を有効活用しなければならないとする規定を追加するもの(第3条関係)。
- (2) 事業者が定めなければならないとされている運営規程に、虐待防止のための措置に関する事項を追加するもの(第31条、第55条、第59条の12、第59条の34、第100条、第122条、第145条、第168条、第186条関係)。
- (3) 認知症介護及びハラスメント対策を強化する観点から、事業者は、認知症介護に係る研修の受講及びハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとする規定を追加するもの(第32条、第56条、第59条の13、第123条、第146条、第169条、第187条関係)。
- (4) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者は、非常時の業務継続に向けた計画の策定並びに研修及び訓練の実施をしなければならないとする規定を追加するもの(第32条の2関係)。
- (5) 感染症対策及び多職種連携促進の観点から、運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする規定を追加するもの(第33条、第39条、第40条の2、第59条の16、第59条の17、第59条の36、第87条、第117条、第138条、第157条、第158条、第171条、第175条、第182条関係)。
- (6) 利用者の利便性向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、事業者が掲示することを義務づけられている運営規程等の重要事項について、閲覧可能な状態で事業所に備え付けることにより、掲示に代えることができることとする規定を追加するもの(第34条関係)。
- (7) 利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、事業者は、虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めなければならないとする規定を追加するもの(第40条の2関係)。
- (8) 感染症の発生及びまん延を防止する取組の徹底を求める観点から、事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施をしなければならないとする規定を追加するもの(第59条の16、第171条関係)。
- (9) 入所者の栄養状態の維持及び改善の観点から、指定地域密着型介護老人福祉施設は、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこととする規定を追加するもの(第163条の2)。

- (10) 入所者の口腔の健康の保持の観点から、指定地域密着型介護老人福祉施設は、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこととする規定を追加するもの(第163条の3)。
- (11) 事故の発生又はその再発防止の観点から、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その措置を適切に実施するための担当者を置くこととする規定を追加するもの(第175条)。
- (12) 利用者の利便性向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存、利用者等への説明、同意等のうち書面で行うものについて、原則として電磁的な対応を認めることとする規定を追加するもの(第203条関係)。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

ア 虐待の防止に係る規定、業務継続計画の策定等に係る規定、感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る規定、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する規定、栄養管理に係る規定及び口腔衛生の管理に係る規定については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、努力義務規定とする。

イ 事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定については、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、努力義務規定とする。

議案第 25 号

射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下「事業者」という。)は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行わなければならないとする規定及び指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を有効活用しなければならないとする規定を追加するもの(第3条関係)。
- (2) 事業者が定めなければならないとされている運営規程に、虐待防止のための措置に関する事項を追加するもの(第27条、第57条、第80条関係)。
- (3) 認知症介護及びハラスメント対策を強化する観点から、事業者は、認知症介護に係る研修の受講及びハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとする規定を追加するもの(第28条、第81条関係)。
- (4) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者は、非常時の業務継続に向けた計画の策定並びに研修及び訓練の実施をしなければならないとする規定を追加するもの(第28条の2関係)。
- (5) 感染症の発生及びまん延を防止する取組の徹底を求める観点から、事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施をしなければならないとする規定を追加するもの(第31条関係)。
- (6) 感染症対策及び多職種連携促進の観点から、運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする規定を追加するもの(第31条、第37条の2、第39条、第49条、第78条関係)。
- (7) 利用者の利便性向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、事業者が掲示することを義務づけられている運営規程等の重要事項について、閲覧可能な状態で事業所に備え付けることにより、掲示に代えることができることとする規定を追加するもの(第32条関係)。
- (8) 利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、事業者は、虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めなければならないとする規定を追加するもの(第37条の2関係)。
- (9) 介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス提供を確保する観点から、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする規定を追加するもの(第58条関係)。
- (10) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の人材の有効活用を図る観点から、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、

速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できる規定を追加するもの（第71条関係）。

- (11) 地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進し、経営の安定性の観点から、介護予防認知症対応型共同生活介護のユニット数を「原則1又は2」から「1以上3以下」に変更するもの（第74条）。
- (12) 利用者の利便性向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存、利用者等への説明、同意等のうち書面で行うものについて、原則として電磁的な対応を認めることとする規定を追加するもの（第91条関係）。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

虐待の防止に係る規定、業務継続計画の策定等に係る規定、感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る規定並びに認知症に係る基礎的な研修の受講に関する規定については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、努力義務規定とする。

議案第 26 号

射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

(説明)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 指定居宅介護支援事業者(以下「事業者」という。)は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行わなければならないとする規定及び指定居宅介護支援を提供するに当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を有効活用しなければならないとする規定を追加するもの(第3条関係)。
- (2) 事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等の居宅サービス計画の数が占める割合及び同一の事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならないとする規定を追加するもの(第7条関係)。
- (3) 感染症対策及び多職種連携促進の観点から、運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする規定を追加するもの(第16条第9号関係)。
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費総額に占める割合が、厚生労働大臣が定める基準に該当し、かつ、市からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないとする規定を追加するもの(第16条第22号関係)。
- (5) 事業者が定めなければならないとされている運営規程に、虐待防止のための措置に関する事項を追加するもの(第21条関係)。
- (6) ハラスメント対策を強化する観点から、事業者は、ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとする規定を追加するもの(第22条関係)。
- (7) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者は、非常時の業務継続に向けた計画の策定並びに研修及び訓練の実施をしなければならないとする規定を追加するもの(第22条の2関係)。
- (8) 感染症の発生及びまん延を防止する取組の徹底を求める観点から、事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施をしなければならないとする規定を追加するもの(第24条の2関係)。
- (9) 利用者の利便性向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、事業者が掲示することを義務づけられている運営規程等の重要事項について、閲覧可能な状態で事業所に備え付けることにより、掲示に代えることができることとする規定を追加するもの(第25条関係)。

- (10) 利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、事業者は、虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めなければならないとする規定を追加するもの（第30条の2関係）。
- (11) 利用者の利便性向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存、利用者等への説明、同意等のうち書面で行うものについて、原則として電磁的な対応を認めることとする規定を追加するもの（第35条関係）。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日。ただし、第16条第21号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(2) 経過措置

虐待の防止に係る規定、業務継続計画の策定等に係る規定並びに感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る規定については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、努力義務規定とする。

議案第 27 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説明)

射水市国民健康保険財政の健全化を図るため、及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 国民健康保険税の税率改正

国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税負担水準の低い後期高齢者支援金等分及び介護納付金分について、保険税率を引き上げるもの。ただし、令和3年度分及び4年度分については、経過措置を適用し、軽減する。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分		税率・税額	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)
医療分 (0~74歳)	所得割	6.80 %	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)
	均等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)
	平等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)
後期高齢者 支援金等分 (0~74歳)	所得割	1.90 %	1.90 % (据置)	2.20 % (+ 0.30)	2.50 % (+ 0.30)
	均等割	5,000 円	6,600 円 (+ 1,600 円)	8,200 円 (+ 1,600 円)	9,800 円 (+ 1,600 円)
	平等割	5,000 円	5,600 円 (+ 600 円)	6,200 円 (+ 600 円)	6,800 円 (+ 600 円)
介護納付金分 (40~64歳)	所得割	1.20 %	1.20 % (据置)	1.50 % (+ 0.30)	1.80 % (+ 0.30)
	均等割	5,300 円	7,000 円 (+ 1,700 円)	8,700 円 (+ 1,700 円)	10,400 円 (+ 1,700 円)
	平等割	6,000 円	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)

(2) 税制改正に伴う低所得者に係る国民健康保険税軽減判定所得の基準額の整備

軽減判定所得の算定において、基準額の基礎控除相当分を10万円引き上げ、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えることとするもの。

軽減割合	軽減判定所得の基準額	
	現行	改正後
7割	基礎控除額 33万円	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
5割	基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	基礎控除額 33万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 43万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの

(3) その他規定の整備を行うもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用区分

令和3年度分の国民健康保険税から適用する。

議案第28号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

(説明)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の規定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定を一部引用しており、同法の改正により引用条項が削除されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を次のとおり改正するもの。

(1) 改正前

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症

(2) 改正後

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)

2 施行期日

条例公布の日

議案第29号

射水市小杉ふれあいセンター条例の廃止について

(説明)

射水市小杉ふれあいセンター跡地利活用事業における優先交渉権者である社会福祉法人小杉福社会への当該跡地の来年度売却に向け、令和3年3月31日をもって小杉ふれあいセンターを閉館するため、条例を廃止するもの。

施行期日

令和3年4月1日

議案第30号

射水市敬老福祉年金条例の廃止について

(説明)

射水市敬老福祉年金事業は、我が国の年金制度上の理由により無年金となっている者の救済措置として敬老福祉年金を支給してきたものであるが、これまでの年金制度の改正により役割を終えたものと判断し、本市条例を廃止するもの。

施行期日

令和3年4月1日

議案第31号

動産の取得について

(説明)

令和3年2月2日に条件付き一般競争入札に付した射水市立小杉小学校スクールバスの購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項(別表第4)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
射水市立小杉 小学校スクー ルバス	1台	条件付き一般 競争入札によ る契約	27,560,786円 (うち消費税等 2,505,526円)	富山市高木2034番地 富山日野自動車株式会社 代表取締役 小林 誠	令和3年 3月31日

議案第 3 2 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
作道コミュニティセンター	作道地域振興会 射水市作道908番地 会長 宮田 雅人
片口コミュニティセンター	片口地域振興会 射水市片口高場175番地1 会長 石森 政春
水戸田コミュニティセンター	水戸田地域振興会 射水市生源寺532番地3 会長 堀 正
二口コミュニティセンター	ふたくち地域振興会 射水市二口3051番地 会長 三川 俊彦

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	<p>今回指定管理者となる各地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、各地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。</p> <p>この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。</p> <p>また、各地域振興会は、各地区に所在するコミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。</p>

区分	内容
過去の実績	作道地域振興会 作道コミュニティセンター 過去において指定管理者となった施設はない。 片口地域振興会 片口コミュニティセンター 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで 水戸田地域振興会 水戸田コミュニティセンター 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで ふたくち地域振興会 二口コミュニティセンター 平成27年4月1日から令和3年3月31日まで

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

5 指定管理の内容

- (1) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) コミュニティセンターの利用の承認に関すること。
- (3) コミュニティセンターの利用料金に関すること。

6 指定管理者の選定理由

コミュニティセンターの指定管理については、その設置目的である市民の主体的なまちづくりを行うため、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成18年射水市条例第3号）第5条第5号の規定により公募は行わず、地域振興会を指定管理者としている。

作道地域振興会は、これまで当該施設の運営等に係る事業委託を受託し施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、新たに指定管理者として選定するもの。

また、片口、水戸田及びふたくち地域振興会は、これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、引き続き指定管理者として選定するもの。

議案第 33 号

損害賠償額の決定について

(説明)

射水市足洗老人福祉センター跡地及び温泉資源活用事業において売却した市有地の瑕疵による損害賠償の額を定めたいので、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第13号)。

1 損害賠償の相手方

社会福祉法人喜寿会

2 損害賠償額

82,856,337円

3 事例の概要

射水市足洗老人福祉センター跡地及び温泉資源活用事業において売却した市有地から、通常想定される規模を超える地中埋設物が発見されたことから、当該地中埋設物の撤去等に要した費用を、市が負担しようとするもの。